平成26年度 「新たな人事・給与制度について」に係る交渉の概要

1 交渉団体

鎌倉市職員労働組合·鎌倉市職員労働組合現業職員評議会

2 交渉回数

平成26年1月27日から8月12日まで 24回

3 市の提案及び職員組合の主張と合意内容

・職員給与全体を押し上げる原因になっている 年功的な給与体系や人事制度を見直す。 ・国の制度、運用等を標準とした見直しを行う。 ・「職務給の原則」に則り、職務内容と職責に 応じた処遇を確保し、職員のモチベーションの 向上及び職場の活性化につなげていく。 ・生活をでであり、プチベーシーン。 る。 ・提案趣ー十分行の部が未確・地方公園の指標にあ、今回のくない。・労働条件	
・職員給与全体を押し上げる原因になっている 年功的な給与体系や人事制度を見直す。 ・国の制度、運用等を標準とした見直しを行う。 ・「職務給の原則」に則り、職務内容と職責に 応じた処遇を確保し、職員のモチベーションの 向上及び職場の活性化につなげていく。 ・生活をでであり、プチベーシーン。 。。・提案趣ー十分行の部が未確・地方公園の指標にあ、今回のくない。・労働条件	職員組合の主な主張
である。 ・一般職 重さに違 について ・長時間を メンタル 課題を改 ・自治体の とんどで である。 題として	での労使の積み上げを否定する不誠実

項目	市の提案内容	職員組合の主な主張	合意内容
職務の級の再編	1級1職務の原則を確立していくために、各級別の職務を見直し、級を再編成する。	・各級に所属する職員は、現状でも職に応じた役割を担っている。 ・統合される級の中には、降格される級もあり、モチベーションの低下が危惧される。	主査職、副主査職、主事職を一つの級に集約する。若手職員登用のため一部の級で必要在級期間を短縮する。技能労務職は6級制を5級制とする。
給料表の改正	一般職・消防職の給料表を統合	・基礎自治体と県・国とで比べ	一般職・消防職の給料
及び初任給	し、神奈川県の給料表を基準と	ると同じ業務はほとんどない	表を統合し、神奈川県

			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	したものとする。	なかで、国・県と同一には出来	の給料表を基に年齢
	技能労務職についても神奈川	ない。	構成等を勘案したも
	県の給料表を基準としたもの	・結婚、出産、子育てなどのラ	のとする。
	とする。	イフイベントに対応すること	技能労務職の給料表
	在職者の給料月額の見直しに	ができる賃金制度であること	は県内他市の給料水
	合わせ、初任給の改正を行う。	が必要である。	準を参考にした給料
			表とする。
			給料が 1.5%以上下
			がる者については激
			変緩和措置を6年間
			に限り実施する。
			初任給を引き下げる。
期末勤勉手当	職務職責をより重視し、高位の	課長職以上の管理職などはす	係長職及び業務主事
の役職者加算	役職者により高い率等とする。	でに給料や手当、退職金等で優	職以上からとする。
		遇されており、格差を拡大すべ	
		きではない。	
退職手当調整	職務職責をより重視し、課長補	課長職以上の管理職などはす	課長補佐職は 33,350
額の見直し	佐職(33,350円/月)と係長職等	でに給料や手当、退職金等で優	円/月、係長職は
	について差を設ける。	遇されており、格差を拡大すべ	25,000円/月とする。
		きではない。	
住居手当の見	持家区分(市内 18,100 円/月	・市内居住の推進と言うが、災	持家区分は、市内居住
直し	市外 15, 300 円/月) を廃止する。	害対応等においても、実績では	誘導の観点から市内
	借家区分(30,100円/月)は市内	居住にかかわらず対応してお	に限り 15,300 円/月。
	と市外に差をつける。	り、市内と市外で差を拡げるべ	市外を廃止とし、激変
	借家区分は賃借名義人のみと	きではない。	緩和措置として現受
	する。	・持ち家の住居手当を廃止した	給者のみ当分の間
		国や県は官舎など独自の福利	9,800円/月。
		厚生を用意しているが、市町村	借家区分は、市内居住
		はそれほどの財政が確保でき	誘導の観点から市内
		ないなかで手当として支給し	は 30, 100 円/月。市外
		ているという背景を考慮する	は 28,000 円/月。
		べきである。	